

お知らせ

仙台市が施行する仙塩広域都市計画道路事業三・二・十号南小泉茂庭線について、平成二十九年二月二十一日に都市計画法による事業認可の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 一 事業認可の告示があった土地
- (一) 収用の部分
宮城県仙台市若林区舟丁、堰場及び太白区根岸町地内
- (二) 使用の部分
左岸 仙台市若林区堰場地内
右岸 仙台市太白区根岸町地内
(注) この土地を表示する図面は、仙台市建設局道路部南道路建設課でご覧いただけます。
- 二 土地価格の固定について
前記一の土地については、都市計画法第七十一条第一項の規定により事業認定の告示があったものとみなされる日(令和五年二月二十三日。以下「みなし告示日」という。)をもって土地価格が固定されることとなります。
- 三 関係人の範囲の制限について
みなし告示日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
- 四 損失補償の制限
みなし告示日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ宮城県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 五 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。
- 六 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 七 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人の方も直接宮城県収用委員会あてすることができます。
- 八 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」を仙台市若林区建設部公園課において配布しております。
- 九 その他不明な点については、左記にお問い合わせ下さい。

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目七番一号

仙台市財政局理財部用地課

(電話〇二二―二一四―二八〇)

仙台市建設局道路部南道路建設課(電話〇二二―二一四―八三七八)

仙台市

お知らせ

仙台市が施行する仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線（宮沢橋工区）に伴う市道付替工事について、令和五年十月二十日に土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 一 事業認定の告示があった土地
- (一) 収用の部分
宮城県仙台市若林区堰場地内
- (二) 使用の部分
なし

- 二 土地価格の固定について
前記一の土地については、事業認定の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 三 関係人の範囲の制限について
事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
- 四 損失補償の制限
事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ宮城県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 五 裁判申請の請求について
裁判申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁判の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。
- 六 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁判申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 七 明渡裁判の申立てについて
明渡裁判の申立ては、土地所有者及び関係人の方も直接宮城県収用委員会あてすることができません。
- 八 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」を仙台市若林区建設部公園課において配布しております。
- 九 その他不明な点については、左記にお問い合わせ下さい。

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目七番一号

仙台市財政局理財部用地課

(電話〇二二―二二四―二二八〇)

仙台市建設局道路部南道路建設課(電話〇二二―二二四―八三七八)

仙台市